

鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議

日 時：平成 26 年 12 月 29 日（月）10:00～

場 所：中央合同庁舎 8 号館 8 階特別中会議室

議 題：宮崎県宮崎市高岡町の家きんにおける鳥インフル
エンザの疑似患畜の発生について

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

平成26年12月29日
農 林 水 産 省

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例
のこれまでの対応状況（12月29日9時現在）

- 1 昨日（28日（日））、宮崎県の宮崎市高岡町^{たかおかちょう}の農場において、肉用鶏の死亡羽数が増加したため、当該農場から宮崎家畜保健衛生所に通報。
- 2 検査材料を病性鑑定施設を有する宮崎家畜保健衛生所に送付し、家畜防疫員が当該死亡肉用鶏について簡易検査を行ったところ、陽性と判明。
- 3 引き続き、遺伝子検査を実施した結果、昨夜、H5亜型陽性と判明（疑似患畜と判定）。
- 4 なお、既に、当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、移動制限区域の設定等の防疫措置を実施。

【農場概要】

農場所在：宮崎県宮崎市高岡町^{たかおかちょう}

飼養形態：肉用鶏約4万2千羽（4鶏舎）

※半径3km圏内の家きん飼養農場（発生疑い農場は除く。）

肉用鶏：4戸 134,500羽

種鶏：1戸 10,000羽

半径3-10km圏内の家きん飼養農場

肉用鶏：45戸 1,884,000羽

採卵鶏：2戸 1,680羽

種鶏：6戸 48,464羽

その他：1戸 90羽

平成26年12月28日
農林水産省対策本部決定

今般の事例に対する対応方針について

今般の事例に対する対応方針については、今後、遺伝子検査で陽性となった場合、前回（12月16日）の農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定した別添の対応方針に基づき、対応する。

(別添)

平成26年12月16日
農林水産省対策本部決定

今後の対応方針

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

- 1 ①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 小泉副大臣を現地に派遣。(注：12月16日に対応済み)
- 5 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 6 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。
- 7 宮崎県及び大分県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 8 疫学調査チームの派遣。
- 9 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
- 10 関係各省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(2例目)の確認について

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5 亜型であり、昨日深夜、疑似患畜(2 例目)であることが確認されました。

また、あわせて、別添のとおり、総理指示がありましたのでお知らせいたします。

1. 概要

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5 亜型であり、昨日深夜、疑似患畜(2 例目)であることが確認されました。

NA 亜型については、今後、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において検査予定です。

<添付資料>

- ・ 総理指示

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：三宅、下平

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

平成 26 年 12 月 29 日

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ疑い事例に係る
環境省の対応について

環境省自然環境局

宮崎県宮崎市の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例への環境省の対応は以下のとおり。

- 発生農場周辺半径 10km を野鳥監視重点区域に指定し、宮崎県に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 九州地方環境事務所に、宮崎県と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を指示。
- 野鳥緊急調査チームを現地に派遣予定。

※野鳥緊急調査チームは、現地の状況把握、指導助言等を実施。

<参考：これまでの取組>

- これまでの環境省の取組として、冬鳥の渡来に合わせ毎年10月～翌年4月（飛来状況によっては5月）に全国の渡来地で糞便を採集、また通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査。
- 今シーズンは、以下の通り野鳥において8件の高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）が確認されている。

・ <u>島根県</u> ^{やすぎし} 安来市	渡り鳥糞便	11月13日判明
・ <u>千葉県</u> ^{ちようせいぐんながらまち} 長生郡長柄町	カモ類糞便	11月21日判明※
・ <u>鳥取県</u> 鳥取市	カモ類糞便	11月27日判明
・ <u>鹿児島県</u> ^{いずみし} 出水市	マナヅル	11月29日判明
・ <u>鹿児島県</u> 出水市	ねぐらの水	12月6日判明
・ <u>鹿児島県</u> 出水市	ナベヅル	12月10日判明
・ <u>鹿児島県</u> 出水市	ナベヅル	12月19日判明
・ <u>岐阜県</u> ^{かにし} 可児市	オシドリ	12月20日判明

※国内の複数箇所で大病原性鳥インフルエンザが発生したため、11月21日、全国の対応レベルを2から3に引き上げ。

※各地に野鳥緊急調査チームを派遣。野鳥の大量死等の異常は認められず。

（出水市においては、11月29日判明の事例の時に派遣したため、その後再度の派遣は行わず。）

事務連絡
平成26年12月29日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例の発生について
（情報提供）

今般、農林水産省より、別添のとおり、宮崎県の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例が発生した旨の発表がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止に適切な対応がとられるよう、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）に基づいた対応をお願いするとともに、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号）に基づき、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、保健所に連絡されるよう改めて周知をお願いします。

別添：農林水産省による公表資料

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(2例目)の確認について

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5 亜型であり、昨日深夜、疑似患畜(2 例目)であることが確認されました。

また、あわせて、別添のとおり、総理指示がありましたのでお知らせいたします。

1. 概要

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5 亜型であり、昨日深夜、疑似患畜(2 例目)であることが確認されました。

NA 亜型については、今後、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において検査予定です。

<添付資料>

- ・ 総理指示

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：三宅、下平

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>